

保護者様

北九州市教育委員会

児童生徒等の登校判断の変更について

保護者の皆様におかれましては、日頃より、本市の教育行政にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。また、この度の新型コロナウイルス感染症の防止対策として、各ご家庭におかれましても、マスクの着用や登校前の健康チェックなどの感染対策を実施していただき、ありがとうございます。

市内での感染者の状況や専門家の意見も踏まえた上で、市立学校及び市立幼稚園における児童生徒等の登校判断の変更について下記のとおりお知らせします。

これまで本市は、発熱の基準を37.0℃以上としていましたが、今回、専門家の意見や全国の学校での取組状況等を踏まえて、登校を控えるときの基準を下記のように変更します。また、同居している家族に発熱等の風邪症状があっても、本人に発熱等の風邪症状がない場合は、登校できるように変更します。なお、この変更内容は、明日30日（木）から適用させていただきます。

お子様の健康状況を各ご家庭で丁寧に確認していただくことは、学校・幼稚園及び市内の感染症の拡大防止につながります。また、何よりも、お子様の健康を守るためのお願いです。どうぞご理解の上、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。

記

① 発熱やのどの痛み、咳、鼻水などの風邪症状が見られる場合、登校を控える。

※「健康チェックシート」にこれらの記載があるにも関わらず登校している場合は、早退の対応とさせていただきます。

② ご家庭での朝の検温で間隔を置いて複数回測定しても平熱よりも高く、かつ風邪症状など体調に違和感があるなどの場合、または症状に関係なく37.5度以上の熱がある場合には登校を控える。

※「健康チェックシート」に37.5℃以上の体温の記載があるにも関わらず登校している場合は、早退の対応とさせていただきます。

※解熱後、24時間経過していない場合には登校を控えていただきます

※解熱後、24時間経過している場合でも、1週間程前から熱が上がったり下がったりしている場合は、登校可能かどうか、かかりつけ医の指示を受けてください。

■ ①、②について、欠席扱いにはなりません。（出席停止とします）

■ 判断に迷う場合は、学校にご連絡ください。

■ 同居している家族に発熱などの風邪症状がある方がいる場合、本人に発熱等の風邪症状がない場合には登校可能とします。ただし、家族内での感染の不安があるため欠席することが相当と判断される場合には「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができ、これまでの取扱いに変更はありません。

■ 児童生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、学校へ連絡していただきますようお願いいたします。